

令和4年5月27日開催

令和4年度
燕市農業委員会第2回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第2回総会 議事録

1. 開催日時 令和4年5月27日(金曜日)
午前9時55分～午前10時37分

2. 開催場所 燕市民交流センター 3階 多目的ホール

3. 出席委員(26名)

1番	山浦 博	11番	澁木 誠治	21番	片桐 正敏
2番	本田 繁	12番	山田 直子	22番	荻原 一郎
3番	三浦 哲郎	13番	江口 保	23番	山崎登美雄
4番	土田 喜七	14番	渡邊美代子	24番	小川 芳秀
5番	山上 忠	15番	江辺 耕一	25番	和田 正春
6番	澤口 隆行	16番	金山 吉夫	26番	笹川 勇雄
7番	笠原 久幸	17番	瀬戸 一義		
8番	藤田 浩介	18番	五十嵐博子		
9番	遠藤 忠夫	19番	明田栄以知		
10番	長谷川治仁	20番	阿部 恵作		

4. 欠席委員(0名)

欠席 0名

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第6号 農地転用事実確認願いについて

報告第7号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

- 議案第7号 農地転用事業計画変更承認申請について
議案第8号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第9号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第10号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第11号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定について及び農用地利用配分計画の認可について
議案第12号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池 和恵 次長 広瀬美佳子 主任 治田 祐樹

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

21番 片桐 正敏 22番 荻原 一郎

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員はありません。</p> <p>なお、各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は26名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第2回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号21番 片桐 正敏 委員及び</p> <p>議席番号22番 荻原 一郎 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第5号から第7号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)」の報告の報告であります。</p> <p>受付番号11番 小古津新字本村通の田、1筆、576㎡、農地転用申請に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第6号「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号1番 殿島一丁目の畑、計2筆、295㎡、転用目的は分家住宅、研磨工場、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第1号、令和4年4月21日であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第7号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p>
事務局	<p>受付番号1番 南六丁目の畑、計4筆、563㎡、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はあり。令和3年4月27日、</p>

事務局	<p>農地法第5条、露天貸駐車場。現状回復命令の有無はなし。用途地域であります。</p> <p>受付番号2番 小高字本地の畑、計5筆、484㎡、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無はあり。昭和45年3月12日、農地法第4条、倉庫、車庫及び露天材料置場。現状回復命令の有無はなし。農用地区域外であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議長	<p>質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。</p>
議長	<p>それでは、議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第6号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号3番 長所字前田川東の田、1筆、270㎡、契約内容は売買。対価は10㎡あたり〇円。位置図は議案資料の1頁をご覧ください。</p> <p>以上、この案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る5月19日、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>5月19日、午前9時30分より、市役所301会議室で、第1事前審査委員会、委員13名による審査の結果「農地法第3条の規定による許可申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、異議ありませんか。</p>

	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議 長	次に、議案第7号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第7号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。受付番号2番 一ノ山一丁目の田、1筆、585㎡、当初計画者は自宅を建設する計画でしたが、当該地は遠方のため、農作業の都合上建設を断念し、承継者が宅地分譲2区画に変更するものです。位置図は、議案資料2～3頁をご覧ください。
事務局	受付番号3番 中川字下割の田、計4筆、650㎡、当初計画者は倉庫を建設する計画でしたが、業績が伸び悩み、今後も取引高の増加が見込めないことから計画を断念し、承継者が住宅として利用するものです。位置図は、議案資料4～5頁をご覧ください。
事務局	受付番号4番 南六丁目の畑、計4筆、563㎡、当初貸駐車場として利用予定でしたが、隣接する医院の開業時期が予定より早まり、その開業に合わせて調剤薬局として利用するものです。位置図は、議案資料6～7頁をご覧ください。なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところであります。
事務局	受付番号5番 吉田法花堂字苗代割他の田畑、計4筆、662㎡、当初土地の形状が水路で分断されており、住宅建設敷地と倉庫建築敷地に分けて許可をしておりましたが、水路の払い下げを受けることが出来たため、住宅及び車庫として一体利用するものであります。位置図は、議案資料8～9頁をご覧ください。
議 長	説明は以上です。 事務局の説明が終わりました。本件についても第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。

三浦委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果、事業計画変更承認申請4件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>他に無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第8号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号1番 米納津字十二田の畑、1筆、262㎡、転用目的は、倉庫、駐車場9台、令和4年11月30日完工予定であります。位置図・土地利用計画図は、議案資料10～11頁をご覧ください。</p> <p>自動車部品の製造業を営んでいるが、アウトドア用品の製造にも取り組むため、新たな倉庫を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断される所でございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果「農地法第4条の規定による許可申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>

議 長	<p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p>
議 長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第9号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号6番 熊森字屋敷東の畑、1筆、255㎡、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借、令和4年10月22日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料12～13頁をご覧ください。</p> <p>現在住んでいるアパートが手狭のため親名義の農地を借り受け住宅を建築するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号7番 一ノ山一丁目の田、1筆、585㎡、転用目的は宅地分譲2区画、契約内容は売買、令和4年7月31日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料2～3頁へお戻りください。</p> <p>先ほど計画変更の受付番号2番で説明した案件であります。</p> <p>業務の拡大を図るため、当該地を購入し宅地造成をし販売するものであります。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号8番 水道町三丁目の畑、計4筆、587㎡、転用目的は保育園駐車場30台、契約内容は売買、令和4年9月30日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料14～15頁をご覧ください。</p>

<p>事務局</p>	<p>燕市立水道町保育園の駐車場用地が不足しているため、当該地を購入し駐車場にするものであります。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断される所でございます。</p> <p>受付番号9番 吉田本所字本地の田、1筆、294㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和4年12月25日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料16～17頁をご覧ください。</p> <p>現在住んでいるアパートが手狭のため、当該地を購入し住宅を建築するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断される所でございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>受付番号10番 吉田西太田字札木の畑、1筆、165㎡、転用目的は建売住宅1棟、契約内容は売買、令和4年9月30日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料18～19頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大を図るため、当該地を購入し住宅を建築し販売するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断される所でございます。</p>
<p>事務局</p>	<p>受付番号11番 吉田西太田字札木の畑、1筆、297㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和4年9月30日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料20～21頁をご覧ください。</p> <p>現在住んでいるアパートが手狭のため、当該地を購入し住宅を建築するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断される所でございます。</p>

事務局	<p>受付番号 12 番 中川字下割の田、計 4 筆、650 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買、令和 4 年 12 月 20 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 4～5 頁へお戻りください。</p> <p>先ほど計画変更の受付番号 3 番で説明した案件です。</p> <p>現在住んでいるアパートが手狭のため両親の自宅近くの農地を購入し住宅を建築するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 13 番 小古津新字本村通の田、1 筆、576 m²、転用目的はリフォーム住宅用地の拡張、契約内容は売買、令和 4 年 8 月 10 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 22～23 頁をご覧ください。</p> <p>既存住宅を改修し、物置、車庫も一体として販売するものであります。申請地は、農振白地の集落内の農地で、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 14 番 栗生津字中組の畑、1 筆、359 m²、転用目的はリフォーム住宅用地の拡張、契約内容は売買、令和 4 年 7 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料 24～25 頁をご覧ください。</p> <p>既存住宅を改修し、倉庫、物置、車庫も一体として販売するものであります。申請地は、農振白地の集落内の農地で、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 15 番 又新字焼野他の田畑、計 3 筆、717.3 m²、転用目的は小中川コミュニティセンター及び関連施設、契約内容は売買。位置図、土地利用計画図は、議案資料 26～27 頁をご覧ください。</p> <p>小中川コミュニティセンター敷地の一部が農地となっており、かつ借地であることから、燕市建物系施設保有量適正化の基本方針に基づき借地を解消し市が譲り受けるものです。申請地は、農振白地の集落内の</p>

事務局	<p>農地で、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号16番 小高字本地の畑、計2筆、22㎡、転用目的は住宅敷地の拡張、契約内容は売買、令和4年9月2日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料28～29頁をご覧ください。</p> <p>業務の拡大のため、住宅を建築し販売する計画ですが、污水管を敷設する敷地が不足のため購入するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号17番 杉柳字杉柳の田、計2筆、2,042㎡、転用目的は事務所、工場及び駐車場13台、契約内容は売買、令和5年6月1日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料30～31頁をご覧ください。</p> <p>洋食器等の卸売業を営んでおりますが、現在の作業所では手狭なため当該地を購入し事務所、工場、駐車場を建設するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号18番 吉田法花堂字中村他の田畑、計2筆、26.93㎡、転用目的は住宅、車庫、契約内容は売買、令和4年11月30日完工予定。位置図、土地利用計画図は、議案資料8～9頁へお戻りください。</p> <p>先ほど計画変更の受付番号5番で説明した案件です。</p> <p>令和3年9月に住宅、11月に倉庫の5条申請の許可を取りましたが中央に水路があったため、2件の許可となっておりましたが、今般中央にある水路の払い下げを受けられることになり一体として利用するものであります。また、一体として利用するにあたり地形が不整形なため農地の一部を購入するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整</p>

事務局	<p>っていると考えられ、第3種農地であると判断される ところであります。</p> <p>受付番号19番 小高字新田の田畑、計2筆、409㎡、転用目的は住宅、 契約内容は売買、令和4年12月24日完工予定。位置 図、土地利用計画図は、議案資料32～33頁をご覧ください。</p> <p>現在親と同居しているが、手狭のため当該地を購入 し住宅を建築するものであります。申請地は、第一種 住居地域に指定された用途地域内の農地であることか ら、農業上の土地利用との調整が整っていると考えら れ、第3種農地であると判断されることとあります。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会 が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い 致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地法第5条の規定による許可申請14件、異議がなか った事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の とおり許可とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のと おり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第10号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議 題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第10号「農用地利用集積計画(案)の決定について」でありま す。</p> <p>利用権設定になります。議案の13頁をご覧ください。</p> <p>受付番号2番 横田字アラヤ東の田、計2筆、1,480㎡、5年の再設 定になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p>

事務局	説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、農業経営基盤強化促進法による利用権の再設定1件、異議がなかった事を報告します。
議長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、決定とする事で、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定とする事に決しました。
議長	次に、議案第11号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第11号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」であります。 それでは、11年の農用地利用集積計画であります。 受付番号38番 三王渕字中谷地他の田、計15筆、3,805㎡、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和14年11月30日までの11年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。
事務局	次に、16頁をご覧ください。5年の集積計画であります。 受付番号39番 中島字下表他の田、計3筆、4,143㎡、設定期間は令和8年11月30日までの5年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。
事務局	次に、配分計画であります。議案の17頁をご覧ください。 それでは、初めに11年の配分計画であります。 受付番号15番 三王渕字中谷地他の田、計15筆、3,805㎡、設定期

	間は令和14年11月30日までの11年であります。
事務局	次に、18頁をご覧ください。5年の配分計画であります。 受付番号16番 中島字下表他の田、計3筆、4,143㎡、設定期間は 令和8年11月30日までの5年であります。 以下、対価はお読みとりください。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会 が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い 致します。
三浦委員長	審査の結果、農地中間管理事業の集積計画2件、配分計画2件、異議 がなかった事を報告致します。
議長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審 議をお願い致します。
	(質疑なし)
議長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、 委員長報告のとおり農用地利用集積計画は、原案どおり「決定」とする 事、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり 農用地利用集積計画については、原案どおり「決定」とする事、また、 農用地利用配分計画については、「意見は特になし」とする事に決しま した。
議長	次に、議案第12号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の 点検・評価(案)及び令和4年度最適化活動の目標の設定等(案)の決 定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	(事務局説明)
議長	事務局の説明が終わりました。これより審議をお願い致します。
	(質疑なし)
議長	お諮り致します。本件については、事務局報告のとおり「決定」とす る事で、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、「決定」とする事に 決しました。

議 長

以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 10 号、議案 11 号の案件につきましては、6 月 6 日の告示により効力が発生する事になります。

これにて、燕市農業委員会第 2 回総会を閉会致します。

(終了時刻 午前 10 時 37 分)

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年5月27日

総 会 議 長 和田正春

議事録署名委員 片桐正敏

議事録署名委員 荻原一郎
